

各社会福祉施設等管理者 様

福 山 市 長  
( 保 健 福 祉 局 )  
[ 公 印 省 略 ]

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について (通知)

みだしのことについて、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日付健発第0222002号・薬食発第0222001号・雇児発第0222001号・社援発第0222002号・老発第0222001号通知)4に定める、社会福祉施設等所管課、保健所への報告に係る手順及び様式は、次のとおりとなりますのでよろしくお願いいたします。

報告に係る手順については、別添(1)「発生状況について(第1報)」に基づき、電話にて連絡のうえ、別添(2)「発生状況の内容について(第2報)」をFAX等にて送付してください。なお、報告様式の控えは、各施設において保管してください。

また、児童関係施設については、様式の別添(1)を別添(3)、別添(2)を別添(4)に読替えて対応してください。

1. 社会福祉施設等所管課

関 係 施 設 等	所 管 課 先	土 日 祝 日 夜 間 等
介 福 施 護 社 ・ 設 老 関 人 係 等	養護老人ホーム, 特別養護老人ホーム, 軽費老人ホーム, 老人福祉センター, 有料老人ホーム, サービス付き高齢者向け住宅, 生活支援ハウス (指定特定施設を除く。)	TEL 921-2130 市役所警備員室に連絡し、警備員から所管課に連絡
	高 齢 者 支 援 課 TEL928-1064・FAX928-7811	
	介 護 保 険 課 TEL928-1166・FAX928-1732	
児 童 関 係 施 設	児 童 部 庶 務 課 TEL928-1047・FAX922-0846	
母 子 関 係 施 設	子 育 て 支 援 課 TEL928-1053・FAX922-0846	
障 施 が 設 い 設 関 係 等	指 定 障 害 者 支 援 施 設 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 (指 定 居 宅 介 護 事 業 所 及 び 指 定 相 談 支 援 事 業 所 を 除 く。)	障 が い 福 祉 課 TEL928-1261・FAX928-1730

※上記施設中、複数の施設を併設している場合は、どちらか一方の所管課への報告のみとする。ただし、関係課への報告は後日行うこと。なお、県所管の施設にあっては、市への報告に併せて県への報告も行うこと。

2. 保健所

福山市保健所	保 健 所 保 健 予 防 課 TEL928-1127・FAX921-6012	同 上
--------	--	-----